

第 2 1 章 開発登録簿

(法第46条、第47条)

(開発登録簿)

法第46条 都道府県知事は、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

法第47条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

一 開発許可の年月日

二 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。）の用途

三 公共施設の種類、位置及び区域

四 前3号に掲げるもののほか、開発許可の内容

五 第41条第1項の規定による制限の内容

六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令^(省令第35条)で定める事項

2 都道府県知事は、第36条の規定による完了検査を行なった場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めるときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

4 都道府県知事は、第81条第1項の規定による処分により第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令^(省令第36条から省令第38条)で定める。

(開発登録等の記載事項)

省令第35条 法第47条第1項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第33条第1項第8号ただし書に該当するときは、その旨

二 法第45条の規定により開発許可に基づく地位を継承した者の住所及び氏名

(開発登録簿の調製)

省令第36条 開発登録簿（以下「登録簿」という。）は、調書及び図面をもつて組成する。

2 図面は、第16条第4項により定めた土地利用計画図とする。

(登録簿の閉鎖)

省令第37条 都道府県知事は、法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があつた場合は、遅滞なく、登録簿を閉鎖しなければならない。

(登録簿の閲覧)

省令第38条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、開発登録簿閲覧所(以下この条において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(開発登録簿の様式)

県手続規則第11条の2 法第46条の開発登録簿の様式は、様式第14号の2のとおりとする。

(開発登録簿の写しの交付申請)

県手続規則第12条 法第47条第5項の規定による請求をしようとする者は、様式第15号の開発登録簿写し交付申請書を知事に提出しなければならない。

埼玉県開発登録簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条の規定に基づき、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を別表に定める場所に設置する。

(閲覧時間)

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

(休日)

第4条 閲覧所の休日は、埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第3号)第1条第1項に規定する休日とする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第5条 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けられた閲覧簿に所定の事項を記入し、当該職員の指示に従って閲覧しなければならない。

(登録簿の持出禁止)

第7条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 当該職員は、次の各号の一に該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。

- 一 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- 二 前2条の規定に違反した者
- 三 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

〈解説〉

1 開発登録簿の調製及び保管

法第46条は、許可権者は開発登録簿を調製し、保管しなければならないことを規定しています。

都市計画法では、開発行為をはじめ、それに関連する建築行為等、用途変更を規制することとしていますが、このためには、一般の第三者に対して、制限の内容を公開することにより違反行為の防止を図るとともに、一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないようにその保護を図らなければなりません。

また、建築基準法による確認に際して、特定行政庁や指定確認検査機関がこれらの制限の内容を常時、容易かつ正確に知り得るようにする必要があります。

そこで、許可権者に開発登録簿を調製し、保管することを義務付け、これらの目的を達成しようとしているものです。

2 開発登録簿の登録事項等

法第47条は、登録簿に登録すべき事項、登録簿の保管及び登録簿の写しの交付について規定しています。

- (1) 許可権者が登録簿に登録すべき事項は、法第47条第1項第1号から第6号まで、及び省令第35条に規定されています。
- (2) 許可権者は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管するとともに、請求があったときは、その写しを交付しなければなりません。

登録簿の閲覧に関し必要な事項については埼玉県開発登録簿閲覧規程に定めがあり、開発区域を所管する各建築安全センターで閲覧することができます。

また、登録簿の写しの交付申請手続については、県手続規則第12条の規定により「開発登録簿写し交付申請書」を建築安全センター所長に提出して行います。

【参考】

指定都市、中核市、施行時特例市及び事務処理市町村の区

域における登録簿については、それぞれの市町村で閲覧及び写しの交付を行います。

※P.292「開発行為の廃止」
参照

- (3) 許可権者は、法第38条の開発行為に関する工事の廃止届があつたときは開発登録簿を閉鎖しなければなりません。登録簿の閉鎖後は、閲覧及び写しの交付はできなくなります。